

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年6月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	3件
-----------------	----

国民年金関係	2件
--------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600001号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2600006号

第1 結論

平成6年4月から平成7年3月までの期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年4月から平成7年3月まで

私は、平成4年に起きた交通事故により後遺症が残り、当時勤務していた会社への通勤が困難となったため、平成6年3月末で同社を退職した。

平成6年4月にA市役所の国民年金担当課で国民年金の加入手続きを行い、併せて請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行った。

免除申請してから2、3か月後にA市役所の国民年金担当課へ処理状況を確認したところ、「申請処理中」との説明を受けたが、結果についての連絡や通知はなく、再度、同課へ問い合わせたところ、「手続中」と言われ、その後も請求期間の免除申請に係る連絡や通知は一切受けていない。

請求期間が未納と記録されているので、調査の上、記録を国民年金保険料の免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成6年3月末で会社を退職したことに伴い、同年4月にA市役所の国民年金担当課で国民年金の加入手続きを行い、併せて請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行った旨主張している。

しかしながら、オンライン記録により、請求者の基礎年金番号は、請求者が昭和62年1月5日に初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に払い出された厚生年金保険の記号番号を基に平成13年10月22日に付番されており、請求期間の始期である平成6年4月1日の国民年金被保険者資格の取得に係る入力処理は基礎年金番号付番日と同日に遡って行われていることが確認できることから、当該入力処理が行われるまで、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料の免除申請はできない。

また、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を免除申請するには、請求期間当時、

請求者に国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者が請求期間当時から住民登録している A 市は、当該期間当時の国民年金関係の資料（国民年金関係書類受付処理簿及び国民年金被保険者名簿）は保存期間経過のため保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、当該期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600016号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2600005号

第1 結論

昭和57年*月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和57年*月から昭和60年3月まで

私の父親は、私が20歳となった昭和57年*月頃に、A市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、就職するまでの国民年金保険料を納付してくれた。国民年金保険料の納付状況については不明であるが、父親から、大学在学中の国民年金保険料を納付したと聞いていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、父親からA市役所で国民年金の加入手続きを行ったと聞いている旨回答しているものの、国民年金の加入手続き及び請求期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行っていたとする請求者の父親は既に亡くなっており、証言を得られないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者から提出された年金手帳によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)*に係る資格取得年月日は平成4年3月26日である旨記載されているところ、当該資格取得年月日は、オンライン記録により確認できる国民年金の資格取得年月日と一致しており、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求期間当時に大学生であったとする請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金の任意加入の申出を行い、上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったほか、A市を管轄していたB社会保険事務所(当時)が、昭和57年*月から昭和58年3月までの期間に同市へ払い出した国民年金番号に係る被保険者の氏名について、国民年金手帳記号番号払出簿において目視確認を行ったものの、請求者に対して別の国民年金番号が払い出され

た形跡は見当たらない。

加えて、A市は、請求者の請求期間における国民年金に関する資料（受付処理簿、被保険者名簿等）については、保存年限経過等の理由により、保有していない旨回答しているほか、同市の電算システムにおいて、請求者の国民年金被保険者資格取得日は、平成4年3月26日と記録されている。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500913号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600012号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年10月1日から平成9年2月1日まで

私は平成6年10月1日からA社に勤務していた。しかしながら、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成9年2月1日と記録されており、請求期間が被保険者期間となっていない。提出した平成6年分及び平成7年分の給与所得の源泉徴収票などの資料には社会保険料等の金額が記載されているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成6年分給与所得の源泉徴収票、B国民健康保険組合の回答及び雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録により、A社の厚生年金保険新規適用年月日は平成9年2月1日であり、同社は、請求期間においては適用事業所になっていないことが確認できる。

また、A社の事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

さらに、請求者と同日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚は、雇用保険の加入記録により厚生年金保険被保険者資格取得年月日よりも前から同社に勤務していたことが確認できるところ、同日前において厚生年金保険料は控除されていなかった旨回答している。

加えて、請求者から提出された平成6年分の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額及び平成7年分の源泉徴収票から推認される社会保険料等の金額について、請求者が平成6年に勤務していた他社における社会保険料及びB国民健康保険組合の回答により請求者が平成6年11月1日から同国民健康保険組合に加入していたことが確認できる当該国民健康保険料等の合計金額と概ね同程度の金額であることから、当該源泉徴収票の社会保険料額にA社に係る厚生年金保険料が含まれているとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。